

(写)

教 健 体 第 6 5 4 号  
令和2年(2020年)10月28日

各道立学校長 様

教育長

道の「警戒ステージ」の移行に伴う道立学校の行動基準について(通知)

このことについて、本日の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、10月28日(水)をもって道の警戒ステージを「ステージ1」から「ステージ2」に移行することとしたことに伴い、道教委としては、国から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を踏まえ、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準を「レベル1」から「レベル2」に移行しますので、レベル2に応じた感染症対策を改めて確認するとともに、特に次の事項に留意ください。

記

- 1 発熱等の風邪症状がある場合の対応について
  - (1) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合、学校保健安全法に規定する出席停止の措置を取ること。  
なお、各学校においては、健康観察表に同居家族の状況や保護者のサイン等の欄を設けるなどして、確認すること。
  - (2) 健康観察表の確認は、登校時、校舎に入る前、玄関内などで行うこと。
- 2 3つの密の回避について  
児童生徒が「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」の感染のリスクを理解し、自ら避ける行動をとることができるよう、指導すること。
- 3 身体的距離の確保について  
児童生徒等の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ること。
- 4 マスクの着用について  
マスクの着用については最新の知見の中でも感染症対策の効果が示されていることから、身体的距離が十分確保できるときを除き、マスクの着用を徹底するよう、改めて指導すること。
- 5 差別や偏見、誹謗中傷について  
感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことがないよう、改めて指導を徹底すること。

学校教育局高校教育課  
学校教育局特別支援教育課  
学校教育局健康・体育課  
学校教育局生徒指導・学校安全課  
教職員局教職員課  
教職員局福利課